

京都市告示第451号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年11月12日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社喜楽房	通所介護、介護予防通所介護	デイサービスセンター喜楽房 [2670700752]	京都市右京区太秦青木ケ原町3番地の4	平成27年10月20日
ポシブル医科学株式会社	訪問看護、介護予防訪問看護	訪問看護ステーションポシブルしも鴨 [2660690153]	京都市左京区下鴨芝本町24番地 グリーンウッド下鴨102	平成27年10月31日
株式会社新星堂	居宅介護支援	松井薬局居宅介護支援事業所 [2670400593]	京都市下京区五条通新町東入鋸屋町160番地	平成27年10月31日
一般財団法人日本バプテスト連盟医療団	居宅介護支援	バプテスト緩和ケア居宅介護支援事業所 [2670601091]	京都市左京区北白川上別当町3番地の7 MBCビル1階	平成27年10月31日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)